

「帯広市民文化ホール」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
帯広市民文化ホール	帯広市西 5 条南 11 丁目 48 番地 2

2 指定管理者

帯広市南町南 7 線 56 番地 7

一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団

理事長 金澤 耿

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで